社会福祉法人 いなかわ福祉会

「介護職員等特定処遇改善加算」について

処遇改善加算とは、介護職員の賃金向上を目的に介護報酬に加算して支給する制度です。

令和元年 10 月の介護報酬改定において新たに「介護職員等特定加算」が創設され、当法人におきましても加算 算定を行っております。

当該加算を算定するにあたり

- : 現行の介護職員処遇改善加算 (I) から (Ⅲ) までを取得していること。
- : 介護職員処遇改善加算の職場環境等要件に関し、複数の取り組みを行っていること。
- : 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みについて、ホームページへの掲載等を通じた見える化を行っていること、等3つの要件を満たしている必要があります。

以上の要件に基づき、当法人における処遇改善加算の取組状況及び処遇改善における取組(賃金以外)につきまして、以下の通り公表いたします。

*加算取得状況

事業所の名称	処遇改善加算	特定処遇改善加算
ヘルパーステーション	加算 I	加算 I
ヘルパーステーション花ごころ	加算 I	加算 I
いなかわ障害福祉サービス事業所	加算 I	_
ケアセンターいなかわデイサービス	加算 I	加算 I
健寿苑サテライト型特別養護老人ホームケアセンターいなかわ	加算 I	加算Ⅱ
特別養護老人ホーム健寿苑	加算 I	加算 I
特別養護老人ホーム健寿苑短期入所生活介護事業所	加算 I	加算 I
健寿苑サテライト型特別養護老人ホームスマイルケアみつなし	加算 I	加算 I
スマイルケアみつなし 小規模多機能型居宅介護	加算 I	加算 I
ヘルスカフェ舞夢	加算 I	加算 I

*職場環境等要件

分類	内容	実施事項	
資質の向上	・働きながら介護福祉士資格取得を目指す者に対する実務者研修	·介護福祉士資格等取得支援制度運用規	
	受講支援や、より専門性の高い介護技術を取得しようとする者	定 (平成 29 年 4 月から施行) 介護職員	
	に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中	実務者研修等受講費最大 10 万円を補	
	堅職員に対するマネジメント研修の受講支援(研修受講時の他	助する。	
	の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保を含む)	スクーリング期間服務免除の付与。	
		・喀痰吸引研修、サービス提供責任者研	
		修等受講実績あり。	
		・資格取得お祝い金等あり。	
労働環境	・子育・介護との両立を目指す者のため育児・介護休業制度等の	・管理者が相談窓口となり、本人が望む	
処遇の改善	充実。	勤務形態変更や配置転換の実績がある	
	・特別休暇(誕生日や記念日等)の休暇が取得しやすい環境。	・出産休暇給与全額保証。休暇法上回る	
		制度あり。	
その他	・非正規職員から正規職員への転換	・人事考課にて職員へ登用。	